平成18年
11月15日号
No.64
● 毎月5・15・25日発行

広報 かもがわ

● 編集発行・鴨川市総務部市長公室
広報広聴係
● 電話・04(7093)7827
● FAX・04(7093)7850
● 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
● ホームページ
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

皆さんからの貴重な税金が道路の整備や教育活動、健康、福祉などの市民サービスに活用されます

住民税が変わります

国から地方へ 税源移譲

税率（5%／10%／13%）⇒10%に統一

国の税制改革に伴い、市民皆さんから納めていただく「住民税」が変わります。これは、所得税（国税）の一部を住民税（地方税）に移すこと（税源の移譲）で、地方の事業を充実させようというものです。主な改正点は税率の変更。3段階に区分されている税率が10%に統一されます。住民税が増える分は、所得税で調整されますので、市民皆さんが納める税負担は変わりません。また、この見直しにより、それぞれの地域・まちづくりにあった行政サービスの提供が可能になります。今回の紙面では、住民税率改正の目的や変更点、納税額の増減などの概要について、具体的にお知らせします。

所得税の調整により税負担は今までどおり

Q…どうして変わるの？

A…国から市町村へ税源を移譲し、身近な行政サービスを効率よく充実させるためです。

「地方にできることは地方に」という国の方針により、所得税（国税）から住民税（地方税）に税源を移譲します。

これまで、全国の市町村では、国税を財源として国の補助金を受けて、皆さんにサービスを提供していました。しかし、この補助金の活用には、国から多くの制約がありました。

所得税（国税）から住民税（地方税）に税源を移譲することで、このような問題を解決し、各市町村の判断で身近な住民サービスを充実させようというのが目的です。

Q…何が、どう変わるの？

A…住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税には、所得に応じて負担する「所得割」と、一定額を均等に負担する「均等割」があります。この「所得割」の税率が現在の3段階（5%、10%、13%）の税率区分から、一律10%に変わります。（別表1）

Q…税負担は増えるの？

A…税源移譲により、住民税が増えても、所得税が減るため納税者の税負担は変わりません。

住民税所得割の税率を10%に統一することに伴い、所得税の税率も見直されます。また、減額措置などをすることで、負担がこれまでと変わらないように調整を行います。この結果、所得税と住民税を合わせた全体の税負担は変わりません。（別表2）

Q…いつから変わるの？

A…所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分からです。

給与所得者のように、毎月給料から税金が天引きされている方、または、年金受給者は、平成19年1月分から所得税（源泉徴収分）が減り、その後6月分から住民税が増えます。事業所得者は、平成19年6月分から住民税が増え、平成20年3月の確定申告により所得税が減ります。

※問い合わせは、住民税について市税務課〔☎(7093)7832〕、所得税について館山税務署（☎0470㉒0103）へ

定率減税が廃止されます

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。景気対策の措置として行われてきた定率減税が、所得税については平成19年1月分から、住民税については平成19年6月分から廃止されます。これにより、これまで減税されていた分が負担増となります。

税率の比較（別表1）

住民税				所得税			
現行		改正後		現行		改正後	
課税標準	税率	課税標準	税率	課税標準	税率	課税標準	税率
～200万円	5%	一律	10%	～330万円	10%	～195万円	5%
						～330万円	10%
～700万円	10%			～900万円	20%	～695万円	20%
						～900万円	23%
700万円超	13%			～1800万円	30%	～1800万円	33%
				1800万円超	37%	1800万円超	40%

※課税標準＝総所得金額－所得控除額の合計

（例）課税標準が800万円の場合

〔税源移譲前の住民税〕
▷課税標準が200万円までは税率5%、200～700万円は税率10%、700万円超は税率13%
【計算例：200万円×5%＋（700万円－200万円）×10%＋（800万円－700万円）×13%＝73万円】

〔税源移譲後の住民税〕
▷課税標準にかかわらず、一律10%
【計算例：800万円×10%＝80万円】

税額の比較（別表2）

▷夫婦＋子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000

⇓

給与収入	税源移譲後（単位：円）		
	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	59,500	135,500	195,000
700万円	165,500	293,500	459,000

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算
※上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があります

朝市出店の希望者を対象に 地区別説明会を開催します

市地産地消推進協議会では、朝市出店者を募集するため地区別説明会を開催します。対象は、野菜や花、農・海産物などの地場産品を活用して、地域おこし・販路拡大を考えている方。来年2月からの朝市開催に向けて、気軽にご参加ください。

▷日程
11月22日（水）天津小湊公民館
11月28日（火）江見公民館
11月29日（水）吉尾公民館
11月30日（木）市役所4階会議室
（時間はいずれも午後6時から）

※問い合わせは市農林水産課〔☎(7093)7834〕へ

経営拡大や効率化に役立てて「認定農業者制度」の研修会

市では、効率的・安定的な農業経営をめざす農家の皆さんを対象に、農業（認定志向）研修会を開催します。研修内容は、認定農業者制度の解説や農業施策・振興についての説明などです。農業経営に興味がある方は、どうぞ気軽にご参加ください。

▷日時　11月21日（火）午後1時30分から
▷場所　市役所7階会議室
▷内容　認定農業者制度の概要や経営の安定対策や遊休農地の解消などについて

※問い合わせは市農業経営改善支援センター事務局の市農林水産課〔☎(7093)7834〕へ。

気軽に来場ください「房総みかん美味コンテスト」

▷日　時　11月25日(土)午後1時から4時まで
11月26日(日)午前9時から正午まで
▷場　所　みんなみの里
▷内　容　房総みかんコンテストやみかん・レモンの試食、即売など

※問い合わせは安房農林振興センターの地域振興課（☎0470㉒8131）へ

大山駅伝とロードレース

12月10日㈰午前8時45分までに大山小学校集合。午前10時スタート、千枚田を巡る9区間8キロメートル。対象は小学4年生以上。参加費は1チーム9人(男7・女2)で2,000円。全区間を走るロードレースは500円。申し込みは12月2日㈯まで安田さん〔☎(7098)0041〕。

とじて保存しましょう